



2008年8月30日(土)

条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会第3回会合 (AWG-LCA 3) 及び
京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ
第6回会合 (AWG-KP 6) 第I部

概要

(2008年8月21-27日)

国連気候変動枠組条約の下での長期的協力行動のための特別作業部会第3回会合(AWG-LCA 3) 及び京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ第6回会合(AWG-KP 6)第I部が2008年8月21-27日、ガーナ・アクラに於いて開催された。アクラ気候交渉は、2013年以降の枠組みの合意期限である2009年12月のコペンハーゲン会合に至る一連の交渉の一つである。

本会合には、政府関係者、非政府機関、有識者、民間部門などからの代表、約1600名が会合に参加した。

AWG-LCAは、2007年インドネシア・バリの第13回締約国会議 (COP 13)で設置され、2012年まで、またそれ以降もつづく長期的な協力行動を通じた条約の全面的・効果的・持続的な実施を実現するための包括プロセスを立ち上げることをマニフェストとした。AWG-LCAは、“条約の実施強化による気候変動への長期的な協力行動に関するダイアログ (対話)” のフォローアップとして設置されたものであり、2009年コペンハーゲンのCOP 15までに作業完了させなければならない。

アクラのAWG-LCA 3の主要な焦点は、“長期協力行動のための共有ビジョン”、緩和、適応、技術・資金問題を含む「バリ行動計画 (決議 1/CP.13)」の主要要素に関する意見交換の継続と論点の明確化である。インセッション ワークショップとしては、1) 協力的なセクター別アプローチ・セクター別行動及び政策アプローチ、2) 途上国の森林減少・森林劣化による排出量の削減に関する問題(REDD)についての政策的インセンティブ及び途上国の森林保護の役割と持続的な森林経営と炭素吸収源の強化についての2つが行われた。

AWG-KPは、議定書の下で2013年以降の附属書I国の約束について検討する目的で2005年に設置されたもので、附属書I国が排出削減目標を達成するための手段を中心に、柔軟性メカニズム及び土地利用・土地利用変化・森林 (LULUCF)の問題について取り上げた。また、温室効果ガス・セクター・排出源の分類、セクター別排出量のアプローチ、方法論の問題、スピルオーバー効果など、“その他の問題”に関する議題項目についても検討した。

アクラ気候変動交渉では、AWG-LCAの下で長期的協力行動に関する結論書と2009年作業計画に関する結論書が採択される結果となった。また、AWG-KPの下で、スピルオーバー効果、LULUCF、柔軟性メカニズム、方法論の問題、温室効果ガス・セクター・排出源の分類、排出削減目標の達成手段に関する結論書も採



択された。また、2008年12月のポーランド・ポズナンでのCOP 14で検討するため、バリ行動計画のパラグラフ1に記載された構成要素に関する意見および提案をとりまとめることで合意がなされた。

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）および京都議定書のこれまで

気候変動は持続可能な開発に対する最も深刻な脅威の一つと考えられており、その悪影響が及ぼす範囲は、環境、人間の健康、食糧安全保障、経済活動、天然資源、物理的インフラにまで及ぶと予想されている。人間が作り出す温室効果ガスの地球大気中濃度上昇が気候の変化を招くという点で、科学者の意見は一致している。2007年11月に完成した、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の「第4次評価報告書(AR4)」は、人間の行動が最近の気候変動に寄与している確率が90%以上であるとし、気候変動の影響はすでに観測され、予測されているものだと強調した。

気候変動に対する国際政治の対応は、1992年の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）採択に始まる。UNFCCCは気候系への「危険な人為的干渉」を回避するべく温室効果ガスの大気中濃度安定化を目指す行動枠組みを設定するものであり、1994年3月21日に発効、現在192の締約国が加盟する。これらの締約国は、通常年1回行われる締約国会議（COP）の会合を通じ、決議の採択、進捗状況の点検、更なる行動の検討を継続して行っている。1995年以降は、COPは、科学的・技術的助言のための補助機関（SBSTA）及び実施のための補助機関（SBI）の支援を受けている。

京都議定書：1997年12月、京都で開催されたCOP 3において、先進国及び市場経済移行国に排出削減目標の達成を約束させるUNFCCCの議定書について合意がなされた。UNFCCCで「附属書I締約国」と呼ばれるこれらの国々は、2008-2012年（第1約束期間）に、6種の温室効果ガスの合計排出量について、各国が個別の削減目標を設定し、附属書I国全体では1990年比で5.2%削減することで合意した。

COP 3後に、各国の排出量の削減法や計測法などを定める諸規定や運用細則に関する交渉が開始された。このプロセスは、2001年11月に行われたモロッコ・マラケシュのCOP7におけるマラケシュ・アコード合意により最終的に決定した。これにより、議定書の3つの柔軟性メカニズム、報告方法、方法論やその他の要素が定められた。京都議定書は2005年2月16日に発効。現在182の加盟国がある。

COP 11及びCOP/MOP 1：COP 11及び京都議定書の第1回締約国会合（COP/MOP 1）は2005年11月28日－12月10日、カナダ・モントリオールにおいて開催された。COP/MOP 1では、マラケシュ・アコードの正式採択など、京都議定書の運用細則に関する未決問題について決議がなされた。また、この会議では、2013年以降についての検討を行うためのプロセスを含めた、気候変動に関する長期的な国際協力についての交渉も行われた。こうした交渉の結果、新たな補助機関として「京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ」（AWG-KP）の設立が決定された。さらに、COP 11では、「対話」の一環としてCOP 13までに開催する4回のワークショップを通じて、UNFCCCの下で「条約の下でのいかなる将来の交渉、約束、プロセス、枠組み、またはマンデートに予断を与えることなく」長期的な協力に関して検討を行うことが合意された。

AWG-KP及び条約ダイアログ：COP 11から2007年12月のCOP 13までの期間に、AWG-KPと条約ダイアログ（対話）がそれぞれ計4回行われた。AWG-KPでは、その作業計画の完成と緩和ポテンシャル及び排出削減



の幅の分析に焦点が当てられた。2007年8月にオーストリア・ウィーンで行われたAWG-KP会合では、附属書I国によって今後可能な排出削減幅について議論された。また、IPCC第3作業部会の主要な結論の一部に言及する結論書も採択され、IPCCの評価内で最も低い水準で大気中濃度を安定化させるには今後10-15年以内に世界の温室効果ガス排出量をピークにつけ、その後21世紀半ばまでに2000年比で少なくとも半減させる必要があるとの結論についても言及された。AWGの結論書では、こうした水準を達成するため、附属書I国全体で2020年までに排出量を1990年比で25-40%削減する必要があるとの認識を示した。

条約ダイアログの計4回のワークショップでは、開発目標、適応、技術、市場ベースの機会に焦点が当てられた。2007年8月にウィーンで行われた最終回ワークショップでは、それまでのワークショップで出された意見がとりまとめられ、資金問題など全体に関わる横断的問題や優先課題が議論された。また、COP 13以降の次のステップに関する協議も行われ、締約国からはCOP 13以降も“条約トラック”で引き続き議論していくとの意向が表明された。

AWG-KP 及び条約ダイアログに加えて、2006年にケニア・ナイロビで開催されたCOP/MOP2で開催された「議定書9条に基づく議定書第1回レビュー」の下でも、ポスト京都問題が検討され、途上国による自主的な約束の承認手続きに関するロシア提案の下でも同問題が討議された。

バリ気候会議：インドネシア・バリにおいて、2007年12月3-15日、AWG-KP第4回再会合と平行して、COP 13及びCOP/MOP3が開催された。バリ会議で焦点となったのは2013年以降の問題で、2009年12月のCOP 15を期限として2013年以降の枠組みについて決定するための、いわゆる「バリ・ロードマップ」（バリ行程表）と呼ばれる2年間のプロセスでの合意をめざす交渉に交渉官らの時間の大半が費やされた。バリ・ロードマップは、条約及び京都議定書の下での交渉“トラック”について定めている。

条約の下での条約ダイアログのフォローアップに関する交渉の結果、2009年の作業完了を予定する長期協力行動に関する包括プロセスの発足をめざし、条約の長期協力行動に関するアドホック・ワーキング・グループ（特別作業部会）を設置した「バリ行動計画」の合意に至った。バリ行動計画は、緩和・適応・資金・技術という4要素を設定し、これらの各分野での検討課題に関するリストを盛り込み、“長期的な協力行動に向けた共有のビジョン”について取り組むことを要請している。

京都議定書の下、バリAWG-KPでは、2008-09年の活動と会合に関する計画について合意があった。さらに、COP/MOP3で、2008年12月のCOP/MOP4で実施予定の議定書9条の下での第2回レビューの準備について検討が行われた。クリーン開発メカニズム（CDM）やIPCC第4次評価報告書（AR4）、適応、実効性、実施、遵守の問題など、見直しの際に取り上げるべき多くの検討課題についても特定された。

AWG-LCA1及びAWG-KP5：AWG-LCA第1回会合及びAWG-KP第5回会合（第I部）は、2008年3月31日-4月4日、タイ・バンコクで行われた。AWG-LCA1の焦点は2008年作業計画の策定にあった。会合最後に採択された同計画は、AWG-LCAの各会合で“一貫性ある、総合的で透明性ある方法で”バリ行動計画に係わる全ての要素について更に議論を進めることを目的として、2008年中に予定される8回のインセッションワークショップの日程を含め、詳細な作業計画を定めた。

AWG-KPは、附属書I国による排出削減目標達成手段について分析するためのインセッションワークショップを実施した。AWG-KP5の結論書では、議定書の下での柔軟性メカニズムを2013年以降の期間も継続させ、附属書I国の国内行動の補完とすることを示した。

SB 28、AWG-LCA 2、AWG KP 5：UNFCCC及び議定書の下で継続中の交渉の一環で、2008年6月第1週・2週にドイツ・ボンにて4つの会合が行われた。AWG-LCA第2回会合ではより実質的な内容が議論の中心テーマとなり、議論を補助するべく、適応、資金、技術に関する3つのワークショップで検討が進められた。また、“長期協力行動の為の共有のビジョン”、気候変動の緩和、2009年AWG-LCA作業計画の議論も始まった。

AWG-KP第5回会合では、附属書I国による排出削減目標の達成手段が焦点となり、柔軟性メカニズム、土地利用・土地利用変化・森林 (LULUCF)、温室効果ガス・セクター・排出源の分類、セクター別排出量を対象として考えられるアプローチという4つの具体的な問題点について取り組んだ。また、関連する方法論の問題についても検討が行われた。

SBI及びSBSTAでは、UNFCCCと議定書の下で継続される標準的な議題や、2013年以降の議論に密接に絡んだ問題など、幅広いテーマについて取り上げられた。SBIではキャパシティビルディングや技術移転、議定書9条に基づく第2回レビュー準備などが討議され、SBSTAでは技術移転や途上国の森林減少による排出量の削減といった議題などが取り上げられた。

本会合のレポート

UNFCCCの下での長期的協力行動のための特別作業部会第3回会合(AWG-LCA 3) 及び京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ第6回会合(AWG-KP 6)第I部が2008年8月21日(木)に開幕した。歓迎式典では、ガーナ地方自治体・農村開発・環境担当省のKwadwo Adjei-Darko大臣がアクラ会議出席者を歓迎し、本会合はコペンハーゲンに通じる道筋の重要な通過点であり、現在の気候変動対応努力がいかに真摯なものであるかを実証する機会でもあると述べた。デンマークの気候・エネルギー省Connie Hedegaard大臣は、交渉の進展と2050年までに排出量を半減するとの野心的な目標に加えて、排出削減の中期目標も設定するよう求めた。さらに同大臣は、柔軟性メカニズムと森林問題における具体的な成果とともにバリ(行動計画)の構成要素をさらに詰めていくよう求めた。COP 13議長を務めたインドネシア環境担当国務省のRachmat Witoelar大臣は「共通だが差異ある責任の原則」に基づき、全ての国の約束と行動を強調、2009年12月のCOP 15までに野心的かつ効果的な合意を推進するべく交渉を進めるよう求めた。

UNFCCCのYvo de Boer事務局長は、アフリカが気候変動の影響を最も受けやすい大陸の一つであることに注目、将来の気候変動体制では、アフリカ諸国の適応のニーズに対応するとともに、クリーンな経済成長の実現を支援すべきであると指摘した。同事務局長は、途上国の気候変動交渉参加を促進するための資金供与を受けたことを明らかにした。ガーナのJohn Agyekum Kufuor大統領は、適応基金の運用開始などのCOP 13以降の進展を歓迎するとともに、先進国からの財政・技術支援によって促進される途上国の気候耐性ある発展の取り組みについて合意を結ぶ必要があると強調した。

このレポートではAWG-KP及びAWG-LCAの議題を踏まえ、会議での議論や成果について概要をまとめる。

条約の下での長期的協力行動のための特別作業部会 (AWG-LCA)

AWG-LCAのLuiz Machado議長(ブラジル) が開幕宣言を行い、具体的なアイデアや提案を出して締約国が共通見解を見出すよう専念する必要があると強調した。Machado議長によるAWG-LCA 2での見解を集約し

た文書 (FCCC/AWGLCA/2008/11) と第3回会合に関するシナリオ注釈書 (FCCC/AWGLCA/2008/10)の紹介の後、議題 (FCCC/AWGLCA/2008/9)が採択された。

長期協力を通じたUNFCCCの全面的・効果的・持続的な実施の実現

この議題項目に関する議論は、バリ行動計画 (決議1/CP.13)の中にその骨子がまとめられた主要な要素である“長期協力行動のための共有のビジョン”、緩和、適応、技術と資金の供与を中心に行われ、8月21日 (木) のプレナリーで最初に取り上げられた。その後、1) 協力的なセクター別アプローチとセクター別の行動、およびREDDに関連する諸問題の政策的インセンティブと2) 途上国における森林保護の役割・持続可能な森林経営・森林炭素吸収量の拡大に関して行われた2つのインセッションワークショップが続いた。

8月23日 (土) のAWG-LCAプレナリーでは、コンタクトグループの数とタイトルについて議論し、長期協力行動に関する全般的な意見交換を行った。Machado議長は、適応に関する行動の強化、緩和に関する行動の強化、適応及び緩和のための技術・資金の供与に関する協力強化を実現するための制度的な調整事項について検討するため、3つのコンタクトグループ発足を提案した。この議長案に多くの締約国グループが賛意を示したが、アンブレラ・グループの立場から、オーストラリアが、最初の2つのコンタクトグループで十分に本件の対応は可能だとし、制度的な調整に関するコンタクトグループの設置に反対を唱えた。アンティグア・バーブダは、G-77/中国の立場から、3番目のコンタクトグループの名称を“制度的な調整の検討を含めた、技術・資金の供与の実現 (delivering on technology and financing, including consideration of institutional arrangements)”と変更することを提案した。非公式協議後に“適応に関する行動の強化及び関連する実施の手段”、“緩和に関する行動の強化及び関連する実施の手段”、“制度的な調整の検討を含めた、技術・資金の供与の実現”の3つのコンタクトグループの発足が決定した。

長期協力行動については、COP 15に至るまでに困難な行程を鑑み、数名の参加者からは進捗状況の遅さへの懸念もあがった。日本は、2008年のG8サミットで支持された目標に沿って、2050年までに地球の排出量を半減という共有目標を採択することを提案した。ニュージーランドは、共有ビジョンにもっと力点を置くことを要請し、AWG-KPとAWG-LCAの両トラックの下で2つの別個の明白なビジョンを有することはできないと発言した。ロシアは、主要排出国すべてが将来の国際協定に参加するよう呼びかけた。インドと中国は、バリ行動計画の要素すべてに対して公平に取り組む必要があると強調した。トルコは、各国の状況のダイナミズムを勘案し、将来枠組みには柔軟性が必要だと呼びかけた。

フランスは、EUの立場から、気候変動と闘うためには航空部門の収益に対する課税制度の利用可能性について強調し、オーストラリアとともに、費用対効果のある緩和を実現するための炭素市場の活用について力説した。農業部門の緩和については、ウルグアイが、行動の増強を求めて、ポズナンで本件に関するワークショップを開催することを提案し、ニュージーランドの支持を受けた。REDDについては、ニュージーランドが、本件に関して情報に基づいた決定を行うために、市場と市場以外のアプローチの両方について詳細を詰めることを提案した。

モルジブは、後発途上国 (LDCs)の立場から、食糧・エネルギー・水の安全保障と健康と生活の保護を保全する目的で、適応に関する制度組織の設置を提案した。グレナダは、小島嶼国連合 (AOSIS) の立場から、適応を主要な優先課題と位置づけ、UNFCCCの下での適応基金の設置を提案した。バングラデシュは、自国内に、適応の研究と技術支援を行うための国際センターを設置することを提案した。

国際民間航空機関（ICAO）は、環境の持続可能性と世界の航空システムの保全で最適なバランスを築くためには、同組織が最高のポジションにあると述べ、国際航空部門の排出量問題に取り組むため、AWG-LCAを支援するとの意向を表明した。Global Business and Industryは、民間部門が緩和と適応の行動のための投資において主要な役割を担うと指摘し、必要な資金を誘引するための枠組みや制度組織を構築することが重要であると強調した。気候変動に関する先住民フォーラムは、将来の合意には「先住民の権利に関する国連宣言」に対する認識と実施が必要だとし、UNFCCCプロセス内に先住民問題に関する常設フォーラムが正式な形で参加すると申し出た。

緩和および実施手段: 8月21日のプレナリーで、緩和と関連する実施手段に関する問題が紹介され、8月21-22日の「セクター別アプローチとセクター別行動」、「REDD、保護、持続可能な森林経営」の2つのインセッションワークショップで議論が行われた（詳細はウェブ参照: <http://www.iisd.ca/vol12/enb12378e.html>、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12379e.html>）その後、AWG-LCAのMachado議長が座長を務めるコンタクトグループで本件が取り上げられた。

G-77/中国は、先進国の緩和の約束と途上国の緩和行動との区別を強調した。パキスタン、メキシコ、韓国、中国は、歴史的責任を強調し、先進国と途上国の気候変動の取り組みに能力差があることを指摘した。多くの締約国が、先進国が率先して排出量を削減することを求め、南アフリカ、インド、ブラジル、中国などの途上国は、途上国で行われている現在の緩和行動が認識されるべきだと述べた。

「非附属書I国間の差異化」の問題は、論争を巻き起こすこととなった。差異化を求める先進国は、オーストラリア、日本が、国内総生産(GDP)の高い非附属書I国は附属書I国入りすべきであると提案した。他方、G-77/中国、アフリカ・グループは条約での区別を超えた締約国のいかなる差異化にも強く反対を唱えた。バハマは、シンガポールとともに、人口1人当たりの指標は小国に不利に働くと指摘。その他、GDPだけが開発の指標ではないとの指摘があった。

グループのマネートに関連する問題については、アンブレラ・グループが、AWG-LCAの議論が締約国の新たな法的義務につながるようなものでなければならないと主張する一方で、多くの途上国が「条約や議定書の改正を行うマネートは有していない」とし、条約の実施に集中するよう求めた。

日本はセクター別アプローチの重要性について強調したが、インドが地球規模のセクター別アプローチの採用は途上国には適当ではないと主張した。

適応および実施の手段: 8月23日のプレナリーで本件が紹介され、その後、AWG-LCA・Michael Zammit Cutajar副議長（マルタ）が座長を務めるコンタクトグループでの討議が行われた。コンタクトグループの目的は、締約国間の意見交換と提案を促すこと。

会合の中で、いくつかの提案が行われた。バングラデシュは、バングラデシュ国内に適応に関する地域研究センターを設置することを提案。AOSISは、資金源と回復力育成に関するメカニズムがあり、気候変動の影響に適応する枠組みの構築を提案した。EUは、適応に関するコペンハーゲン合意に盛り込める要素の概要を説明し、それによって資金源や適応のための投資の拡充や、国家計画策定段階で適応策の編入、脆弱な国が適応計画・プログラムを策定するための支援などが提供されることになると述べた。アフリカ・グループは、アフリカの研究拠点（COE）ネットワークやパイロットプログラムの実施などから成る、アフリカ地域の実施イニシアティブを構築することを提案した。途上国の数カ国が、国家適応行動計画が多く準備さ

れ、行動のための優先順位が設定されたにもかかわらず、十分な資金の不足により実際に実施されたものは数少ないという事実を指摘した。

技術および資金支援の実現：本項目は、8月21日木曜日のプレナリーで提起され、AWG-LCA議長のMachadoが議長を務めるコンタクトグループで議論された。特にノルウェー、メキシコ、スイス、韓国など数カ国が、資金に関する自国提案の説明を行った。資金と技術問題に関して、新たな提案が出され、EUの技術移転に関する提案、G-77/中国による条約の資金メカニズムおよび技術移転メカニズムに関する提案が提出された。

締約国は、資金問題の原則、資金源、メカニズム、資金供与基準、および特定の提案について議論した。途上国は、資金源については附属書I諸国が資金を提供するべきだと指摘、米国、EUなどの先進国は、民間部門の重要性を説いた。EUは、炭素市場および革新的な資金関連手法を活用する必要があると主張した。オーストラリアは、条約の枠外での関連活動も認められるべきだと指摘した。

また締約国は、条件問題も討議し、ニュージーランドは、援助効果に関するパリ宣言を考慮に入れるべきだと提案、途上国はこの提案に強く反対した。技術移転に関し、締約国は、技術移転に関する専門家グループの作業が関連性を持つと指摘、先進国と途上国間の研究面の協調が必要だと指摘した。インドとパキスタンは、知的財産権の保護体制が技術移転の障壁になっていると述べた。数カ国が、技術移転に関する専門組織創設を提案した。

AWG-LCA 結論書：長期協力行動に関する本議題項目の結論書(FCCC/AWGLCA/2008/L.7)の中で、AWG-LCAは、決定書1/CP.13(バリ行動計画)の1項に示された要素に関し、各締約国提出の意見書ならびに提案をまとめた文書を作成するよう、議長に要請する。これらの意見書ならびに提案には、2008年9月30日までに受理したものも含める。さらにAWG-LCAはポズナニ会議までに入手した文書をまとめるよう、事務局に要請する。AWG-LCAは、AWG-LCA第4回会合の終了までに、2008年9月30日以降に受理した提出文書に基づき、この文書を更新するよう議長に要請する。

2009年作業計画

本議題は、8月21日木曜日のプレナリーで最初に議論され、その後、AWG-LCA 議長のMachadoが議長を務める非公式協議でも議論された。ワークショップの開催回数およびその主題など、2009年作業計画の内容が議論の中心となった。このほかAWG-LCAは、COP 13の要請に基づき、COP 14での進展状況の報告についても、検討しなければならなかった。

多数の締約国が、2009年のワークショップ開催回数制限を主張した。締約国は、ワークショップを2009年のAWG-LCA第1回会合期間中に開催することとし、その後の会合では実際の交渉に焦点を当てるべきだと述べた。

AWG-LCA 結論書 : AWG-LCAはその結論書(FCCC/AWGLCA/2008/L.8)において、2009年に本格交渉モードへシフトし、バリ行動計画の全要素に関する交渉を進めると決定する。締約国は、COP 15で合意されるべき成果をどのような内容かつ形式のものにするか、提案書を提出することとし、2009年6月のAWG-LCA 6において、締約国が交渉範囲と進展状況を検討かつ評価できるようにするよう求める。またAWG-LCAは、その第5回会合期間中に、先進国の緩和約束と途上国の緩和行動、対応措置の経済的・社会的影響結果、ならびに農業部門における緩和機会とその課題に関する3つのワークショップを企画するよう、事務局に要請する。2009年の会合予定に関し、AWG-LCAは、会合と会合の間に十分な時間をとり、各締約国グループがそれぞれの立場を検討し、調整できるようにするべきだと主張する。

閉会プレナリー

AWG-LCA閉会プレナリーは、8月27日水曜日午後4時、AWG-LCA議長のMachadoが開会を宣言して始まった。同議長は、緩和およびそれに伴う実施方法に関するコンタクトグループでの議論、ならびに組織構造を含めた技術および資金に関する協議内容について報告した。AWG-LCA副議長のCutajarは、適応およびそれに伴う実施方法に関するコンタクトグループの成果を提出した。締約国は、本会合の報告書草案を事務局に完成してもらうことで合意し、草案を採択した。

アンティグア・バーブーダはG-77/中国を代表して発言、アクラの議論は、これまでのどの会合よりも充実していたと述べ、締約国はこのモーメンタムを生かしてほしいとの希望を表明した。オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言、バリ行動計画の重要かつ確固としたマンデートを強調、アクラでの盛り多い議論を歓迎した。気候変動に関する先住民フォーラムは、先住民族の権利を認め尊重することの重要性を強調、将来のREDDに関するメカニズムでは、自由を尊重し、情報を得た上での事前合意を取り入れるべきだと主張、情報に対する完全かつタイムリーなアクセスも含める必要があると述べた。気候行動ネットワークは、交渉のペースの遅さに懸念を表明した。労働組合系NGOsの代表は、2013年以降の合意について、社会的な基礎の面で不確実性が残っていると主張、低炭素経済に向けた移行を議論する必要があると述べた。AWG-LCA議長のMachadoは、午後5時31分、AWG-LCAプレナリーの閉会を宣言した。

京都議定書におけるアドホック・ワーキンググループ(AWG-KP)

AWG-KP議長のHarald Dovland (ノルウェー)は、8月21日木曜日、AWG-KP 6開会プレナリーの開会を宣言し、締約国は、議題書(FCCC/KP/AWG/2008/4)を採択した。

Dovland議長は、排出削減目標を達成するための手段の分析ならびに関連する手法論問題を論じるテクニカルペーパー(FCCC/TP/2008/2 and Corr.1)を提出、AWG-KP 5報告書(FCCC/KP/AWG/2008/3)、および関連手法論

問題に関する締約国提出文書(FCCC/KP/AWG/2008/INF.2)も提出し、その後3つのコンタクトグループを設置した、すなわち排出量取引とプロジェクトベース・メカニズムに関するコンタクトグループ、LULUCFに関するグループ、そして温室効果ガス、部門、排出源の分類を検討し、セクター別排出量を目標とする手法の可能性を探り、関連手法論問題を考察する「その他の問題」のコンタクトグループである。アンティグア・バーブーダはG-77/中国の立場で発言、附属書I諸国による更なる数量約束の問題に議論を絞ることの重要性を強調した。アルジェリアはアフリカグループを代表して発言、附属書I諸国に対し、野心的な目標を採用するよう求めた。同代表は、クリーン開発メカニズム(CDM)のプロジェクトが地理的に均等に配分されるよう、規則ならびに手法を改善し、土地利用・土地利用変化・森林(LULUCF)問題に高い優先度を与え、国際輸送による排出量を対象とした場合の影響を明らかにするよう求めた。フランスはEUを代表して発言、附属書I諸国は排出量削減約束で先頭をきるべきだとし、流動性のある市場、明確な価格シグナル、費用効果の高い形での排出削減方法を求めた。グレナダはAOSISの立場で発言、AWG-KPでは適応に関する収益の一部(share of proceeds)の議論を進める必要があると主張、柔軟性メカニズムおよびLULUCFに関する規則で変更が必要な項目は少数にすぎないと主張した。

排出削減目標の達成方法に関する研究と、これら方法論の効果を高め、持続可能な開発に対する貢献度を高める方法の策定

本議題項目は、8月21日木曜日のプレナリーで最初に議論され、その後、前述のコンタクトグループならびに非公式協議でも取り上げられた。一般的な結論書に関する議論では、時間的な制約からAWG-KP6の議題に盛り込まれなかったセクター別排出量を対象とする手法の可能性について、どのような表現とするかが、議論の中心となった。途上国締約国は、セクター別排出量を対象とする手法の可能性に言及すること自体に反対した。AWG-KPのプレナリーは、8月27日水曜日、結論書を採択した。

AWG-KP 結論書：AWG-KPは、排出削減目標の達成方法に関する一般結論書(FCCC/KP/AWG/2008/L.13)において、作業計画の反復性を指摘、ポズナニにおいて、また当てはまる場合には2009年作業計画の中でも、本議題項目に関する審議を継続し、またこの議題項目の小項目である柔軟性メカニズムやLULUCF、温室効果ガス、部門、排出源の分類、セクター別排出量を対象とする手法の可能性などの全ての項目でも、審議を継続することで合意する。

排出量取引とプロジェクトベース・メカニズム：本小項目は、8月21日のプレナリーで最初に取り上げられ、その後はコンタクトグループおよびChristiana Figueres (コスタリカ)とNuno Lacasta (ポルトガル)を共同議長とする「議長の友」協議でも議論した。

本グループは、附属書I締約国が自国の排出削減目標達成を目的として利用できる手法に関し、各締約国の

意見をまとめた文書FCCC/KP/AWG/2008/3の附属書IIに注目した。共同議長は、附属書IIに記載する項目のうち、附属書I締約国の削減目標達成能力に大きな影響を与える項目に注目して審議するよう提案した。締約国側からは、分類方法に関して2件の提案があった。このうちの1つは、共同議長が大半の締約国の支持を受け提案したもので、リストに記載される項目を「ビッグ・チケット（重要項目）」と「ビッグでないチケット（非重要項目）」に分け、影響の大きなものとそうでないものとを区別する。第2の提案は、京都議定書の改定が必要な項目とそうでない項目とに分けるもので、G-77/中国が提案した。G-77/中国は、京都議定書の改定を必要とする項目は、本グループの権限外だと述べた。どちらの分類を採用するかで合意に達せなかったことから、結局、締約国は両方を受け入れることとした。柔軟性メカニズムの改善可能性については実質審議に入れなかったが、締約国は、共通認識を得るため本項目に関してさらに検討する必要があることで意見が一致した。AWG-KPプレナリーの最終会合で、G-77/中国は、メカニズムグループが提起したオプションの中に本グループの権限外のものがあることへの懸念をあらためて表明し、EUは、権限範囲の問題を解決するよう求めた。

AWG-KP 結論書：AWG-KPは、その結論書(FCCC/KP/AWG/2008/L.12)の中で、メカニズムの改善可能性に関してさらなる評価をし、附属書I締約国の緩和目標達成能力に対する影響を明確化することが重要であると指摘、ポズナニ会議でも可能な改善方法の検討を続けることで合意し、議長に対して、締約国がこれまでに提出したそれぞれの見解ならびに新たに提出が求められる文書に基づき、附属書IおよびIIの各要素をさらに詳しく検討するよう求める。またAWG-KPは、京都議定書改定が必要となる可能性に関する見解を提出するよう、各締約国に要請する。

本結論書には、2つの附属書が付され、AWG-KPは、これら附属書に記載する要素に関する意見を提出するよう、各締約国に要請する。附属書Iには、メカニズムの改善可能性のうち、附属書I締約国の緩和目標達成能力に顕著な影響を与える可能性がある要素を記載する。本結論書の附属書IIには、メカニズムの改善に関わるそのほかの可能性を記載する、この中には、一部の締約国が、附属書I締約国の緩和能力に大きな影響を与えない可能性があると考えられる要素も含まれる。2つの附属書とも、一部締約国が京都議定書の改定を必要とすると考えられる要素を明記する。

土地利用・土地利用変化・森林：LULUCFに関係する議題は、8月21日木曜日のプレナリーで取り上げられ、その後Bryan Smith (ニュージーランド)およびMarcelo Rocha (ブラジル)が共同議長を務めるコンタクトグループならびに非公式協議で審議された。

コンタクトグループおよび非公式協議では、3.4条(追加活動)に基づく森林管理の会計手法が議論の中心となり、非森林活動についてもいずれ議論するという点で意見が一致した。様々な手法オプションを説明する

プレゼンテーションが行われ、締約国は、4つの「検討すべきオプション」を記載する附属書案の作成に先立ち、それぞれの長所と弱点の検討を開始した。

この議論の中で、G-77/中国は、LULUCFに関する決定書16/CMP.1の原則を改定することなく保持すべきだと主張した。特定のオプションの排除を希望する締約国もあったが、共同議長は、ポズナニの会議において各オプションを十分に検討できるようにするため、この時点ではいかなるオプションも排除しないことを希望した。

森林管理の会計方法の議論で、カナダおよび他のものは、自然による攪乱、樹齢構成の要素、間接的な人間の影響要素を排除するため、先を見据えた（forward-looking）ベースラインとすることの利点を強調した。日本は、「一時的に会計の対象外とする土地」という項目を入れるよう求め、第1約束期間で3.4条活動を計算に入れる場合には、これを義務とするとの規定を排除するよう提案したが、この提案は受け入れられなかった。

伐採木材製品(HWP)の問題に関し、ニュージーランドは、「大気への放出」手法を採用し、HWP排出量の算定可能範囲を延長して伐採期間後も含めるよう提案した。

共同議長は結論書での合意を得て、非永久性およびCDMでの他の手法問題の審議を開始し、ポズナニでの議論推進を図った。

この議論の中で、G-77/中国は、新規植林および再植林事業を適格活動として残すべきであり、これらの活動の実施を推進する方法についても検討するべきだと発言した。ボリビアは、森林を保持し、モニタリングする場合の一時クレジットを残すよう提案し、コロンビアおよびコンゴ民主共和国はこれを支持した。ブラジルは、森林の脆弱性について懸念を表明、非永久性の時間枠決定を提案した。

EUは、非永久性を逆転しようとするなら、補償する必要があると主張、ツバルは、既存の規則が機能している可能性があり、プロジェクトが欠けているのは、クレジット購入者が逆転のリスクを避けようとしているからではないかと述べた。

ニュージーランドは、ホスト国政府が非永久性の責任を負うべきだとし、カナダもこれを支持した、またHWPからの排出のタイミングを考慮した会計手法は、非永久性のリスクを軽減するほか、CDM LULUCFの魅力が高める可能性があるとして指摘した。

AWG-KP 結論書：本結論書(FCCC/KP/AWG/2008/L.11)の中で、AWG-KPは、第6回再開会合でも引き続き本議題について検討し、本結論書の附属書に記載する情報を考慮するほか、第5回再開会合に関するAWG-KP報告書(FCCC/KP/AWG/2008/3)の附属書IVに留意する。

本附属書には次の4つの「可能なオプションで検討に値するもの」を記載する、3.4条の下での森林管理活

動の会計手法についてはそれぞれ異なる次のものが含まれる。

- グロスーネット
- ネットーネットで基本年または基本期間を有するもの
- 先を見据えた(forward-looking)ベースライン
- 土地ベースの会計手法

重要オプションの中で、検討に値するとされた他の項目には次のものが含まれる：

- 「森林減少」の定義を変更し、土地利用に関して柔軟性を持たせる
- 新規植林および再植林活動のクレジットおよび債務規則を延長するまたは排除する
- 3.4条活動について、キャップそして／またはディスカウント率を含める可能性
- 森林管理および他の3.4条活動に関する算定を自主的なものにするか、それとも義務とするか
- HWPを含める規定の策定
- 算定対象からの一時的除外措置、および自然による攪乱に配慮する措置などその他のオプション
- COP/MOPでの採択を目指す決定書に、土地ベースの活動を京都議定書附属書Aに追加するとの規定を盛り込む。

その他の問題：温室効果ガス、部門、および排出源の分類に関する議題では、8月21日木曜日のプレナリーで、セクター別排出量を対象とする手法の可能性、関連する手法論問題、スピルオーバー問題の議論が行われた。AWG-KP議長のDovlandが議長を務める「その他の問題」コンタクトグループを舞台に審議が続けられた。このコンタクトグループは、数回の会議を開催したほか、非公式協議ならびに「議長の友」グループもこの週のうちに会合を開いた。

温室効果ガス、部門、排出源の分類：本コンタクトグループは、「バスケット方式」で合意に達した、これは、議定書3条の対象である温室効果ガスを第2約束期間では二酸化炭素換算でまとめて、同等に扱う方式である。オーストラリアは、これらのガスを次のように区別することを提案した、すなわち含めるに足るだけの情報があるガス、そしてモントリオール議定書の対象であるガスの2つである。南アフリカと日本は、新しいガスに関する詳細を科学的に明らかにする必要があると主張した。EUとノルウェーは、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)およびパーフルオロカーボン(PFCs)を含めることへの支持を表明、ロシアは、重要でないガスを含めることに警告を発した。米国は、議定書と条約の全体を対象とし一貫性を持たせるよう提案した。

非公式協議では、一部の途上国締約国から、条約と議定書の一貫性を求める文章の削除を求める声が挙がり、議定書ならびに条約での附属書Iの義務に言及する文章とするよう希望した。活発な議論の後、附属書I締約国の約束には一貫性を持たせる必要があるとする文章で意見が一致した。議定書附属書AにHFCsおよび

PFCsを新たに加えるかどうかでは、意見が一致しなかった。締約国は、ガスについてのさらなる情報を要求すると決議したが、非附属書I諸国の排出源に関する研究をこれに含めるかどうかでは、意見が割れた。

閉会プレナリーにおいて、G-77/中国は、新たなガスについて、科学的、技術的、手法論の面でさらに研究するよう求め、EUは、研究分析は相当程度進んでいると指摘、この問題の早期解決を優先するべきだと述べた。

AWG-KP 結論書：本結論書(FCCC/KP/AWG/2008/L.15)の中で、AWG-KPは、京都議定書3条に規定するとおりの方式（「バスケット方式」）を第2約束期間でも適用することで合意する、また附属書I締約国の約束に関し、条約と議定書で一貫性のある手法を保持する必要があると指摘する。AWG-KPは、議定書採択後に開発された新しいHFCsおよびPFCs、ならびにIPCC第4次評価報告書に記載される新たなガスやガスの種類についても留意する。AWG-KPは、ポズナニ会議において、新しいガスを第2約束期間から含めるかどうか、その科学的、技術的、手法論的、法的な面を検討することで合意する。また本結論書では、モントリオール議定書がクロロフルオロカーボン(CFCs)およびハイドロクロロフルオロカーボン(HCFCs)の段階的廃止を目的としていながら、その排出量を対象としていないと指摘する。AWG-KPは、事務局に対し、新しいガスに関する技術情報および、既存の貯留量に関する情報、CFCsおよびHCFCsの排出可能性に関する情報を、ポズナニでの会議までにまとめるよう求める。

スピルオーバー効果：スピルオーバー効果に注目する本コンタクトグループの会合で、G-77/中国は、非附属書I締約国に焦点を当ててスピルオーバー効果を議論するべきだと述べた。ツバルはニュージーランド、アフリカン・グループ、その他とともに、スピルオーバー効果が最貧国に与える影響に最大の関心を払うべきだと述べた。ロシアはクロアチアとともに、全ての締約国に対するスピルオーバー効果を検討し、なかでも途上国締約国に対する影響を考察するべきだと述べた。カナダは、スピルオーバー効果は全ての締約国に関連性を持つと指摘、しかし最貧国での影響に高い優先度を与えるよう提案した。

このグループでは、このほかスピルオーバー効果のバウンダリーおよび評価の手法論も議論の中心となった。日本はメキシコとともに、スピルオーバー効果のバウンダリーを定義するよう求め、オーストラリアは、このような議論と、締約国の義務に関連して適用されるプログラムならびに措置との関連性を指摘した。G-77/中国は、手法論を審議するよう求めた。メキシコは、評価基準の策定を提案、スピルオーバー効果を明らかにする段階的なプロセスの導入を提案したが、ウガンダはこれに反対した。EUは、早期の行動が必要であると指摘、慎重さと現実主義を持つべきと主張、そうでなければ、全面的な効果を期待する場合につきものの複雑さから、「分析の麻痺」が起きると述べた。

加えて、このグループは、いくつかのスピルオーバー効果を特定し説明を加えた。G-77/中国は、オースト

ラリアおよびニュージーランドと共に、非関税障壁に注目した。ツバルは、一部のバイオ燃料のマイナス効果を指摘、ガンビアは、現在の食糧危機に留意するよう求めた。EUは、そのような懸念に対応するため、バイオ燃料に対する持続可能性基準を採求していると説明した。エジプトは、作物からとれるバイオ燃料と廃棄物からとれるバイオ燃料とを区別した。ブラジルは、附属書I諸国の緩和措置というよりも、エネルギー安全保障努力に則ったものだと主張、バイオ燃料の生産効率を上げてきた自国の成果を強調した。

議長はDovlandは、ポズナニ会議でフォローすることを提案、提起された問題を検討するため各締約国に文書を提出するよう求めた。閉会プレナリーにおいて、労働組合NGOsの代表は、緩和活動が雇用や競争力、貧困にどのような影響を与えるかそれを図る手法を要求、スピルオーバーのプラスの効果に関する理解を深めることも求めた。

AWG-KP結論書：結論書(FCCC/KP/AWG/2008/L.10)の中で、AWG-KPは、本議題に関する議論内容ならびに締約国の提出文書に留意する。AWG-KPは、締約国および関連組織に対し、本議題に関する追加情報を2008年10月3日までに提出するよう求め、これらの情報はポズナニ会議での協議のため文書にまとめられる。このほか、本結論書では、AWG-KPがポズナニで本議題の追加協議を行うことでも合意し、事務局に対し、本項目に関するワークショップの2009年開催を図るよう求めることも記載する。

関連手法論問題の検討：本議題小項目に関し、コンタクトグループならびに協議会合では、時間の大半を、地球温暖化係数(GWPs)を用いるか、それとも地球気温ポテンシャル(GTPs)を用いるかの議論に費やした。締約国は、引き続き100年単位のGWPsを利用するかどうか検討したが、合意には達せず、適切な尺度に関してさらなる研究を求めることとなった。ブラジルは、IPCCがGWPsの利用を定めているわけではないと指摘した。EU、オーストラリア、ノルウェー、日本は、GWPsの継続利用を支持、さらにノルウェーは他の尺度についてもIPCCから追加情報を得ることを提案した。本グループは、別な共通尺度に関しても追加の評価作業を行うようIPCCに求めると決議し、科学的・技術的助言に関する補助機関において議論するほか、ポズナニ会議でもさらに議論する必要があると指摘した。

本議題の協議では、条約と議定書の一貫性に関する表現も議論の的となった、結局本グループは、附属書I締約国の約束については一貫性のある手法を堅持する必要があるとの表現で合意した。本コンタクトグループの最後の会合で、米国は、GTPsを検討することへの懸念を表明、また条約と議定書の一貫性の問題を考えると、「議長の友人」の会議に入れなかったことに異議を唱えると述べた。

AWG-KP結論書：結論書(FCCC/AWG/2008/L.14)において、AWG-KPは、附属書I締約国の約束に関わる関連手法論問題の検討においては、適切な場合、条約と議定書間で一貫性のある手法を堅持する必要があると指摘する。AWG-KPは、第2約束期間に関して情報を提供するため、2006年版IPCC国内温室効果ガス・イン



Earth Negotiations Bulletin
AWG-LCA3,AWG-KP6
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg2/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel :+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

ベントリ・プログラムのガイドラインを利用するかどうかは、COPおよびCOP/MOPの決定を得るべきであると認識する。本結論書は、第4次評価報告書での新たなGWPsの情報に留意し、二酸化炭素換算排出量の計算では、GTPsなど他の共通尺度も利用可能であると認識する。AWG-KPは、IPCCに対し、別な共通尺度に関して技術面での評価を追加するよう求め、この作業はSBSTAまでに行われる必要があると指摘する。AWG-KPは、ポズナニ会議でもGWPsならびに別な共通尺度の検討作業を続けることで合意する。

閉会プレナリー

AWG-KP議長のDovlandは、8月27日水曜日、午後5時38分、AWG-KP閉会プレナリーの開会を宣言した。Bryan Smith、Christiana Figueres、Dovland議長は、それぞれLULUCF、柔軟性メカニズム、「そのほかの問題」に関するコンタクトグループでの協議内容を報告した。締約国は、本会合の報告書(FCCC/KP/AWG/2008/L.9)ならびに結論書を採択した。

閉会ステートメントの発表で、ブルキナファソはLDCsの立場で、グレナダはAOSISを代表して発言、先進締約国に対し、削減の数量約束を行う用意をしてポズナニに臨むよう求めた。

国際気候行動ネットワーク（Climate Action Network International）は、2050年までに1990年比80%から95%の排出削減を行うよう提案、低炭素経済への移行に結びつくような大幅な国内削減活動と呼びかけた。同代表は、CDMにおいて原子力発電を認めるとのオプションは放棄するよう要求、依然としてバンカー油の排出量が規制されていないことへの懸念を表明、締約国に対し、それぞれの目標を持ってポズナニに出席するよう求めた。

UNFCCC事務局長のYvo de Boerは、AWG-LCA 5およびAWG-KP 7が2009年3月30日から4月9日、ドイツのボンで開催されると発表した。同事務局長は、将来の会合分の資金が得られていないとし、締約国に対して資金供与を求めた。

AWG-KP議長のDovlandは、本会合を締めくくるにあたり、アクラでは極めて多くの作業が行われたことに感謝する一方、本会合で提案されたオプションがどのような影響をもたらすか、その理解を深める必要があると指摘した。同議長は、規則が確立されない限り、最終的な約束に関する合意はできないと警告、主要規則に絞った議論を求めた。同議長は、ポズナニ会議で予想される作業量の多さに懸念を表明した。Dovland議長は、COP/MOP会議の6ヶ月前までには、締約国に文書草案を配布する必要があると指摘、したがって2009年6月までに文書草案を受け取れる状態でなければならないと指摘した。同議長は、締約国が保留事項の議論を推進することを求め、6時37分、本会合の閉会を宣言した。

本会合の概要分析

アクラに到着した参加者の中では、この1週間の交渉に期待と諦めが交錯していたようであった。実質的な成果を期待し、将来の合意に向けオプションを絞り込めるのではないかと希望的観測をする向きもあったが、2つの交渉経路の問題点をまとめ明確にするのがこのアクラでの会議であるとの受け止め方が一般的だった。

4月のバンコックでの会議では、AWG-LCA の2008年作業計画で合意し、6月のボンでの会議では、バリ行動計画の各要素に関して、それぞれの考えや意見の交換を開始した。このため総論での議論にとどまり、AWG-LCAで検討されるべき課題（共通のビジョン、適応、緩和、資金供与および技術）に関する理解を深めることが中心であった。アクラでは、コンタクトグループにおいて実質的な細かい議論が開始された。議題や課題に関して合意が得られることは期待されず、むしろ引き続いての意見交換と合わせ、具体的な行動提案が出てくるものと見られた。この「手持ちのカードをさらけ出す」プロセスは、交渉の前段階終了を意味すると同時に、ポズナニ会合という2009年の正式交渉に向け扉を開くことになる会合につながるようになる。

AWG-KPの参加者は、ボンで開始された特定の問題に関する議論を続けようとの意気込みで、アクラに到着した。ボンでは、たとえば柔軟性メカニズムやLULUCFに関するコンタクトグループでオプションリストが作成されたが、アクラでは、これらのオプションについてさらに突っ込んだ審議を行い、各締約国がそれを持ち帰って、それぞれのオプションが自国の国情にどのような影響を与えるか分析できるようにし、ポズナニでの会合に出席する際には、オプションリストの絞込みができていくようにする。

ここではアクラ会議に関して簡単に分析し、コペンハーゲンに向けた長い複雑な道のりでのアクラ会議の位置づけを行う。このため、意思決定の戦略的なタイミング（いつ議論するか）、2つの交渉経路での位置づけと両者間の関係（どの場で議論するか）、そして将来、意見対立が考えられる一部項目の位置づけ（何を議論するか）を分析する。

いつ議論するか

締約国、オブザーバー、メディアが、バリからコペンハーゲンに向けた気候交渉の行方を見守る中、交渉のペースに注目が集まった。交渉がゆっくりと進んでいるように見えるのは、技術的な複雑さや政治的な意思の欠如も一因であり、ある意味では「待ちのゲーム」に入っているとも言える。2つの交渉プロセスの両方で、次の3つのことがらの行方を見極めようという動きが見られた。

まず、途上国と先進国による待ちのゲームである。途上国は、先進国がAWG-KPで数量目標を明らかにし、世界を「先導する」のを待っている。先進国が行動をとらない限り、途上国の約束を論じるのは時期尚早だというのが、G-77/中国全体に広く見られる受け止め方である。一方、先進国側は、AWG-LCAでの議論の先

行きを見守り、AWG-KPでさらなる約束を明らかにする前に、途上国がそれぞれの国情に応じてどのような行動をとるか見極めようとしている。この点、先進国側は、途上国がどのような約束をするかわかるまでは自分たちのカードを胸元に引き寄せ、切らないでおくつもりである。

2番目の待ちのゲームは、先進国間での削減努力の相対評価にまつわる議論に関係し、主要先進締約国が2009年にどのような立場を打ち出してくるかを待っている。この点、締約国は、11月の米国の大統領選挙に注目しており、米国が2009年のプロセスでどのような約束をするかわからないうちに「手持ちのカードを見せる」ことには消極的である。

最後の待ちのゲームは、アクラでの議論での「待ち」であり、アクラ到着時には、AWG-KPのLULUCFおよび柔軟性メカニズムのオプションリストが絞り込まれることを期待する向きもあったが、結局のところ、提示されたオプションに関する理解が深まるまでは、先に進むのを待とうという動きになった。この点、アクラでの議論は、各オプションを明確にし、特定することとなった。各締約国は自国に戻り、各種オプションが自国の国情に与える影響について「数値を噛み砕く」ことが可能となり、「オプションをまとめて明確にする」段階から、交渉を行う段階に進む用意をして、ポズナニでの会議に臨むこととなった。

どの場で議論するか

各締約国が来年の実質的な交渉に向け準備する中、主要問題を議論する適切な場の定義で鋭い意見対立が見られた。AWG-LCAでは、プレナリーでの議論から、より集中して審議できるコンタクトグループでの議論に移った。コンタクトグループ設置プロセスにおいて、グループの構成はどうかでアンブレラ・グループとG-77/中国の意見が対立した。アンブレラ・グループは、緩和と適応に絞ったコンタクトグループを要求、資金供与や技術開発および技術移転に向けた行動に関する規定を強化する話は、この2つのグループで十分に対処できると主張した。G-77/中国は、技術移転と資金の議論は分けるべきだとするこれまで長期間にわたり堅持してきた立場を貫き、3番目のコンタクトグループ設置を主張、結局「組織構成を含めた技術および資金を議論する」コンタクトグループが結成された。これはG-77/中国が、資金および技術問題を他の2つのコンタクトグループに委ねると、十分な議論がされず、緩和約束が資金や技術移転へのアクセスの条件にされかねないことを懸念したためである。

AWG-KPの柔軟性メカニズムに関するコンタクトグループでは、適切な議論の場に関する審議が、権限問題の形で議論された、すなわち、AWG-KPの権限からするとメカニズムの改善可能性に関するオプションの大半が議論できないかどうかで意見が対立した。AWG-KPの権限(決定書1/CMP.1)は、「附属書I締約国の(第1約束期間の)その後の期間に係わる約束については、(本議定書の)附属書Bの改正において決定する」とする京都議定書3.9条に則り、作業を行うことである。一部の締約国は、特定の活動を入れる場合、附属書Bの

改定以上の議定書の改定が求められると指摘した。このため、これらの活動は、AWG-KPの権限外であると、これらの項目に優先度をつけることを拒否した。アクラでのこのコンタクトグループの審議時間の大半は、「議長の友人」会議での議論に費やされ、議定書の改定が必要となる可能性がある項目に関して締約国の意見提出が求められた。EUとG-77/中国は、閉会プレナリーのステートメントにおいても、この問題を解決する必要性を強調した。

このほか、SBSTAで既に議論されている炭素回収貯留などの問題も、努力の重複が懸念されることから、このグループの結論書で留意された。このほか、1つの締約国がセクター別CDMの議論はAWG-LCAで行うことを希望し、AWG-KPでこれを議論することに異議を唱えたと伝えられている。

何を議論するか

協力的セクター別アプローチおよびセクター別の行動に関するワークショップ、そして途上国でのREDD関係の政策手法およびプラスのインセンティブならびに途上国での森林炭素貯留量の増加と森林の持続可能な管理に関するワークショップは、それぞれの問題の検討において重要な一里塚となったと、プロセスに詳しい多くのものが述べた。

REDDと、途上国での他の森林炭素関連の活動を、将来可能性のある合意に組み入れるかどうかはまだ不確実である。多くの参加者が、アクラでのREDDに関するワークショップの基調がこれまでのREDDの議論とは明らかに変わってきたと見ており、特にブラジルが約束を拡大したこと、保全を取り入れることを支持する動きが広がってきたと指摘する。ワークショップ後にREDDを議論する機会が十分になかったことから、焦燥感を示すものもいたが、今後、REDDの議論がAWG-LCAの議題でも重要となってくることは間違いないだろう。

協力的セクター別アプローチとセクター別行動に関するワークショップは、この意見対立が大きい問題での議論を推進できた可能性がある。UNFCCC事務局長のYvo de Boerは、このワークショップのおかげでセクター別アプローチへの理解が深まったとし、「セクター別アプローチは、途上国に目標を押し付けるものではないことが明確になった」と述べた。同事務局長はこれに加えて、セクター別政策を取り入れるかどうかを決定するのは各国自体であると強調した。このような進展があつたにもかかわらず、セクター別アプローチが明確にならなかつたという焦燥感は、多くの締約国に残されている。ベテランの交渉担当者は「これは重要な議論だが、今のところまだシャドーボクシングをしている状態だ」と述べた。

アクラからコペンハーゲンへの道のり

アクラ到着時には期待半分諦め半分であった参加者だけに、アクラを離れる際も今回の会議の成果について



Earth Negotiations Bulletin
AWG-LCA3,AWG-KP6
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg2/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

て賛否両論であったのは驚くべきことではないだろう。今後の見通しだが、特にAWG-LCAで議論された全要素に関し議長のLuiz Machadoが意見を取りまとめることには楽観的な見方があり、これが最初の交渉文書となるのではとの希望を表明するものもいる。いづれどこで何を議論するかについての議論が熱を帯びるなか、一年とちょっとの間に合意にこぎつけるだろうかと疑問を呈するものもいる。こういった意見対立は、交渉プロセスの遅れを端的に表していると見るものもいれば、このような複雑な国際協力がからむ交渉プロセスではそのような意見対立はつきものだとするものもいる。実際のところ、待つという行為自体、交渉プロセスにはつきものである。アクラでは実質的な成果がなかったと懸念を表明するものもいるが、コミュニケーションのとり方を学習し、その用意をすることは、安定した長期の合意を創る上で欠かせない要素だと指摘するものもいる。「この参加者はタフだよ」とあるベテランオブザーバーは言った、「でもこれから15ヶ月間、交渉の鍋の中に押し込まれて、もまれたら、コペンハーゲンに着いたときには、すっかりやられているだろう」と。

今後の会議予定

気候変動に関する政府間パネル第29回会合(IPCC-29)：IPCC-29は、2008年9月1-4日、スイスのジュネーブで開催予定。IPCCの発足20周年を祝う。詳細は右記に連絡：IPCC事務局、電話：+41-22-730-8208；ファクシミリ：+41-22-730-8025/13；電子メール：IPCC-Sec@wmo.int；インターネット：<http://www.ipcc.ch/>

気候変動と開発経路の短期コース：このコースは、2008年9月1-12日、英国、Norwichのイースト・アングリア大学で開催される。詳細は右記に連絡：海外開発グループ；電話：+44 (0)1603-592813；ファクシミリ：+44 (0)1603-591170；電子メール：odg.gen@uea.ac.uk；インターネット：<http://www1.uea.ac.uk/cm/home/schools/ssf/dev/odg/prodev/ccd>

木質ベースのバイオエネルギー推進に関するITTOアフリカ地域フォーラム：国際熱帯木材協定(ITTO)のアフリカ地域フォーラムは、2008年9月3-5日、カメルーンのドゥアラで開催される。詳細は右記に連絡：Tetra Yanuariadi, ITTO；電話：+81-45-223-1110；ファクシミリ：+81-45-223-1111；電子メール：tetra@itto.or.jp；インターネット：<http://www.itto.or.jp>

第一回アフリカ炭素フォーラム：このフォーラムは、国際排出量取引協会、UNFCCC、UNEP、UNDP、世界銀行が主催するもので、2008年9月3-5日、セネガルのダカールで開催される。詳細は右記に連絡：Lisa Spafford, IETA；電話：+41-22-737-05-02；ファクシミリ：+41-22-737-05-08；電子メール：spafford@ieta.org；インターネット：<http://www.ieta.org/ieta/www/pages/index.php?IdSitePage=1548>

持続可能な森林管理への資金供与に関するUNFF国際対話：この森林に関する国連フォーラム(UNFF)の対



Earth Negotiations Bulletin
AWG-LCA3,AWG-KP6
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg2/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

話は、2008年9月8-12日、スリナムのパラマリボで開催される。詳細は右記に連絡：国連、スリナムのパラマリボミッション；電話：+1-212-826-0660；ファクシミリ：+1-212-980-7029；電子メール：suriname@un.int；インターネット：<http://www.clisuriname.com/smartcms/default.asp>

京都議定書JIテクニカル・ワークショップ：共同実施(JI)ワークショップは、2008年9月9-12日、ドイツのボンで開催される。このワークショップは、共同実施監督委員会(JISC)が、同委員会の検証手順（JIトラック2手順）監督経験を検討できるようにするため開催されるもの。詳細は右記に連絡：UNFCCC事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：<http://unfccc.int/2860.php>

気候変動政策の観点からみた伐採木材製品ワークショップ：このワークショップは、2008年9月9-12日、スイスのジュネーブで開催される。主催者は、国連欧州経済委員会(ECE)、欧州での森林保護に関する閣僚会議(MCPFE)、スイス政府。伐採木材製品(HWP)の炭素貯留量ならびにその代替効果に関する情報を提供し、HWPの算定方法の根本原則と各国の経験を示し、HWT算定方法が異なる利害関係者に与える機会と影響を検討することが目的である。詳細は右記に連絡：Sebastian Hetsch, UNECE/FAO木材部；電話：+41-22-917-4170；ファクシミリ：+41-22-917-0041；電子メール：sebastian.hetsch@unece.org；インターネット：<http://www.unece.org/trade/timber/workshops/2008/hwp/>

京都議定書JI監督委員会第12回会合：この委員会は、2008年9月11-12日、ドイツのボンで会合する予定。詳細は右記に連絡：UNFCCC事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/012/index.html

貿易、気候、開発目的の相互支援を議論するWTO2008年公開フォーラム：世界貿易機関(WTO)の公開フォーラムは2008年9月24-25日、スイスのジュネーブで開催される。詳細は右記に連絡：WTO Public Forum；電話：+41-22-739-5677；ファクシミリ：+41-22-739-5777；電子メール：Publicforum2008@wto.org；インターネット：http://www.wto.org/english/forums_e/public_forum08_e/hot_topics_e.htm

CDM理事会第42回会合：クリーン開発メカニズム(CDM)理事会の会合は、2008年9月24-28日、ドイツのボンで開催される。詳細は右記に連絡：UNFCCC事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php

UNFCCCのLDC専門家グループ第14回会合：後発発展途上国(LDC)専門家グループの会合は、2008年9月29日から10月1日、エチオピアのアジスアベバで開催される。詳細は右記に連絡：UNFCCC事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：



Earth Negotiations Bulletin
AWG-LCA3, AWG-KP6
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg2/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php?year=2008

京都議定書CDM理事会第43回会合：CDM理事会は、2008年10月22-24日、チリのサンチャゴで会合する。詳細は右記に連絡：UNFCCC事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php?year=2008

京都議定書DNAフォーラムの第5回会合：指定国家機関(DNA)フォーラムは、2008年10月27-28日、チリのサンチャゴで会合する予定。詳細は右記に連絡：UN ECLAC；電話：+56-2-210-2000, +56-2-471-2000；ファクシミリ：+56-2-208-0252, +56-2-208-1946；電子メール：secepal@cepal.org；インターネット：<http://cdm.unfccc.int/DNA/DNAForum/index.html>

モントリオール議定書第20回締約国会議：この会議は2008年11月16-20日、カタールのドーハでウィーン条約の第8回締約国会議とあわせ開催される予定。詳細は右記に連絡：オゾン事務局；電話：+254-20-762-3850/1；ファクシミリ：+254-20-762-4691；電子メール：ozoneinfo@unep.org；インターネット：<http://www.unep.org/ozone/>

京都議定書CDM理事会第44回会合：CDM理事会は、2008年11月26-28日、この会議をポーランドのポズナニで開催する。詳細は右記に連絡：UNFCCC事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php?year=2008

京都議定書JI監督委員会第13回会合：JI監督委員会は、2008年11月26-28日、ポーランドのポズナニで会合する予定、詳細は右記に連絡：UNFCCC事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php?year=2008

第14回UNFCCC締約国会議(COP 14)および第4回京都議定書締約国会合(COP/MOP 4)：UNFCCCのCOP 14ならびに京都議定書のCOP/MOP 4は、2008年12月1-12日、ポーランドのポズナニで開催される予定である。これら2つの会合に合わせ、第29回UNFCCC補助機関会合ならびに長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ(AWG-LCA)第4回会合および議定書附属書 I 締約国の更なる約束に関するAWGアドホック・ワーキング・グループ(AWG-KP)の第6回再開会合も開催される。詳細は右記に連絡：UNFCCC事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：<http://unfccc.int>

フォレストデー2：Forest Day フォレストデー2は、2008年12月6日、is scheduled for 6 December 2008, in, ポーランドのポズナニで開催の予定。UNFCCC COP14に合わせ、国際林業研究センター (Center for International Forestry Research) が、Collaborative Partnership on Forests (CPF)と協力して共同主催する。詳細は右記に連絡：



Earth Negotiations Bulletin
AWG-LCA3,AWG-KP6
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg2/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301

CIFOR本部 ; 電話 : +62-251-8622-622 ; ファクシミリ : +62-251-8622-100 ; 電子メール : Cifor-forestday@cgiar.org ;
インターネット : http://www.cifor.cgiar.org/Events/CIFOR/forest_day2.htm

AWG-LCA 5およびAWG-KP 7 : 長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ(AWG-LCA)第5回会合および議定書附属書 I 締約国の更なる約束に関するAWG(AWG-KP)の第7回会合は、2009年3月30日から4月9日、ドイツのボンで開催の予定。詳細は右記に連絡 : UNFCCC事務局 ; 電話 : +49-228-815-1000 ; ファクシミリ : +49-228-815-1999 ; 電子メール : secretariat@unfccc.int ; インターネット : <http://unfccc.int>

用語集

AOSIS	小島嶼国連合
AWG-LCA	条約に基づく長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ
AWG-KP	京都議定書附属書 I 締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ
CDM	クリーン開発メカニズム(CDM)
COP	締約国会議
COP/MOP	締約国の会合としての役割を果たす締約国会議
GTP	地球気温係数
GWP	地球温暖化係数
HFCs	ハイドロフルオロカーボン
HWP	伐採木材製品
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
LDCs	後発発展途上国
LULUCF	土地利用・土地利用変化・森林
PFCs	パーフルオロカーボン
REDD	途上国における森林減少ならびに森林劣化による排出量の削減

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © enb@iisd.org is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kelly Levin, and Yulia Yamineva. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. pam@iisd.org and the Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI kimo@iisd.org. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development - DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV) and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2008 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of オーストラリア, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the International Organization of the Francophonie (IOF). Funding for the translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Ministry of Environment of Spain. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at kimo@iisd.org, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, NY 10022, USA. The ENB team at the third session of the Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action and first part of the sixth session of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex 1 Parties under the Kyoto Protocol to the UNFCCC can be contacted by e-mail at asheline@iisd.org.